

答申第 1152 号

諮問第 1808 号

件名：個人情報が入った行政文書を廃棄する際に業者とかわした契約書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 6 年 6 月 5 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 17 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 6 年 6 月 5 日に愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）を訪れ、行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けることとした。

開示請求書には行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として

個人情報が入った行政文書を廃棄する際に業者とかわした契約書

令和 6 年 5 月 7 日以降に作成されたもの

（請求日現在稲沢署で管理するもの）

と記載されていた（以下、この開示請求書の記載を「本件開示請求」という。）。

イ 本件請求対象文書の調査

本件請求対象文書は、稲沢警察署が個人情報を含む行政文書を廃棄するに当たって、産業廃棄物事業者等と書面契約が必要であれば交わすこ

ととなる契約書類である。本件請求対象文書について調査したところ稲沢警察署においては、令和6年5月7日以降開示請求日である令和6年6月5日までの間に文書廃棄に関する契約行為はなされていないことが確認された。そのため、本件請求対象文書は作成又は取得していないものと結論づけられた。

ウ 行政文書不開示決定

上記イのとおり本件請求対象文書を管理していないため、処分庁は、条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件開示請求の対象となる文書は存在する旨主張している。しかしながら、上記(1)で述べたとおり本件開示請求に係る文書は作成又は取得しておらず、稲沢警察署では請求内容に合致する行政文書を管理していないことから、本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、稲沢警察署が個人情報を含む行政文書を廃棄するに当たって、事業者等と交わした契約書類のうち、令和6年5月7日以降に作成されたものであって、開示請求日時点において稲沢警察署で管理するものである。

(2) 本件請求対象文書の存否について

当審査会において処分庁に確認したところ、令和6年度における個人情報を含む行政文書の廃棄については、稲沢警察署における文書廃棄を含めて令和6年4月1日付で警察本部総務部会計課が一括で契約しており、その際に契約書を交わしているとのことである。そして、稲沢警察署において令和6年度に行う文書の廃棄については、警察本部の一括契約に基づいて行われていることから、令和6年5月7日以降、稲沢警察署では事業者等と個別で契約を交わしていないとのことである。

このことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

個人情報が入った行政文書を廃棄する際に業者とかわした契約書
令和6年5月7日以降に作成されたもの
(請求日現在 稲沢署で管理するもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 8 . 2 6	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 6 . 2 6 (第 708 回審査会)	処分庁職員より不開示理由等を聴取
同 日	審議
7 . 7 . 1 8 (第 710 回審査会)	審議
7 . 8 . 2 8	答申